

申告期限は3月16日(月)まで

市・県民税申告、所得税の申告はお早めに！

1. 市・県民税の申告が必要な人

平成27年1月1日現在で亀山市に住所があり、次のいずれかに該当する人。ただし、所得税の確定申告をされた人は、市・県民税の申告は不要です。

- ・事業所得（営業等・農業）、利子所得、配当所得、不動産所得、譲渡所得、雑所得、一時所得または山林所得のあった人
 - ・勤務先から亀山市に給与支払報告書の提出のない人
 - ・医療費控除その他各種控除の申告をする人
- ※平成26年中に所得がなかった人は、本来は申告の必要はありませんが、課税証明書などの交付、国民健康保険税などの算定や軽減判定に必要なため申告書を提出することをお勧めします。

市・県民税の申告用紙は1月下旬に送付します

上記に該当する人で、申告用紙が送付されない場合は、財務部税務室へご連絡ください。なお、確定申告書の送付については、鈴鹿税務署へお尋ねください。

2. 所得税の確定申告が必要な人

①給与所得があり次のいずれかに該当する人

- ・給与などの年収が2,000万円を超える人
- ・給与などを1カ所から受けていて、給与所得と退職所得以外の各種所得の金額の合計額が20万円を超える人
- ・給与などを2カ所以上から受けていて、年末調整を受けていない給与の収入金額と、給与所得と退職所得以外の各種所得の金額との合計額が20万円を超える人
- ・同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与などのほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた人

②公的年金等に係る雑所得のみの人(公的年金等に係る雑所得の金額《公的年金等控除額を差し引いた後の金額》から所得控除額を差し引くと残額のある人)

※公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告は必要ありません。ただし、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することはできます。

※所得税の確定申告をしない場合であっても、市・県民税で生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除などの所得控除を受けるには、市・県民税の申告が必要です。



財務部税務室(☎84-5011)

③事業所得や不動産所得のある人、不動産や株式などの譲渡所得のある人その他の所得のある人で年間所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える人

3. 確定申告をすれば所得税が戻る人

次のいずれかに該当する人で、所得税が納め過ぎになっている人は、還付申告をすることができます。

- ・給与所得者又は所得が公的年金等に係る雑所得のみの人で医療費控除、寄附金控除、社会保険料控除などを受けられる人
- ・年の途中で退職した後就職しなかった人で、給与所得について年末調整を受けていない人
- ・総合課税の配当所得などがある人で、年間の所得が一定額以下の人
- ・予定納税をしているが、廃業などで確定申告の必要がない人 など

4. 申告の際に必要なもの

- 印鑑(認印)
 - 源泉徴収票(原本)
 - 個人年金などを受けている場合は、支払通知書(原本)など支払金額が分かるもの
 - 所得税の還付申告をする人は、還付金の振込先の分かるもの(通帳など)
 - 社会保険料控除額が分かる書類(国民健康保険税、介護保険料などを支払った額を証する書類や領収書)
- ※国民年金保険料については、支払った額を証する書類(控除証明書など)を添付または申告の際に提示が必要です。
- 生命保険、地震保険などの保険料控除を受ける場合は、各保険料に係る控除証明書
 - 寄附金控除を受ける場合は、寄附金の受領書など
 - 配当などの支払通知書(原本) など

●医療費控除を受ける場合

- ①平成26年1月1日から12月31日までに支払った医療費の領収書(治療を受けた人および医療機関ごとに集計した明細書を事前に作成してお持ちください)
- ②補てんされた金額の分かる書類(療養費、出産一時金、入院給付金など)

●農業・不動産・営業等所得の申告

農業・不動産・営業等の所得を申告する場合は、収入や経費の分かる帳簿類、領収書等をお持ちください。また、必ず収支内訳書を事前に作成しておいてください。

5. 市・県民税、所得税の申告の受付

受付期間・場所・時間

●市役所・関支所

2月16日(月)～3月16日(月)
(土・日曜日を除く)

▷市役所

午前8時30分～午後4時

▷関支所

午前8時30分～11時30分

午後1時～4時30分

※午前8時から番号札を配布します。

●各コミュニティセンターなど…右表参照

鈴鹿税務署職員による確定申告会場でも、市役所、関支所、各コミュニティセンターなどと同様の申告相談を受けることができます。

ただし、不動産や株式などの譲渡所得がある人、住宅借入金等特別控除を受ける人、平成25年分以前の確定申告をする人は、必ず鈴鹿税務署職員による確定申告会場をご利用ください。

鈴鹿税務署職員による確定申告については、下記の「鈴鹿税務署からのお知らせ」をご覧ください。

各地区での申告相談日

相談日	地区	時間	会場
2月2日(月)	神 辺	9:00～16:00	神辺地区 コミュニティセンター
2月3日(火)	昼 生	9:00～16:00	昼生地区 コミュニティセンター
2月4日(水)	川 崎	9:00～16:00	川崎地区 コミュニティセンター
2月5日(木)	野 登	9:00～16:00	野登地区 コミュニティセンター
2月6日(金)	井田川	9:00～16:00	井田川地区北 コミュニティセンター
2月9日(月)	白 木	9:00～11:30	白川地区南 コミュニティセンター
	小 川	13:30～16:00	小川地区生活 改善センター
2月10日(火)	安知本 楠平尾	13:30～16:00	南部地区 コミュニティセンター
	阿野田 菅内	9:00～16:00	東部地区 コミュニティセンター
2月12日(木)	天神・和賀	13:30～16:00	和賀公民館
	加 太	13:30～16:00	林業総合センター

鈴鹿税務署からのお知らせ

■申告と納税の期限

●所得税・贈与税…3月16日(月)

●消費税と地方消費税…3月31日(火)

※所得税・消費税および地方消費税の納税は、便利な口座振替をご利用ください。

■確定申告会場

と き 2月16日(月)～3月16日(月)

午前9時～午後5時(土・日曜日を除く)

ところ イオンモール鈴鹿2階「イオンホール」

※午前9時から10時までの確定申告会場入口は、専門店街南入口のみとなります。

※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにご来場ください。また、混雑状況により、案内を早めに終了する場合があります。

※上記の期間中、税務署において申告書の作成指導は行いません。

問合先 鈴鹿税務署 ☎059-382-0351 (代表)

※自動音声で案内していますので、確定申告に関するお問い合わせは「0」を選択してください。

■贈与税の申告が必要な人

▷110万円を超える贈与を受けた人

▷次の特例の適用を受ける贈与を受けた人

- ・配偶者控除(控除額2,000万円)
- ・相続時精算課税(特別控除額2,500万円)
- ・住宅取得等資金の非課税(省エネ等住宅の非課税限度額1,000万円、それ以外の住宅の非課税限度額500万円)

■申告書の作成はご自身で

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」([URL http://www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))を利用すると、確定申告会場に出掛けることなく、ご自宅などで確定申告書の作成ができます。ぜひ、ご利用ください。

